

岡山県公報

発行
岡山県



会の開催

目次

員会

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正
(県例規集登載)

都市計画課

- 特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請

環境管理課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

- 指定地域相談支援の事業の廃止の届出
- 保安林の指定施業要件の変更

指導監査課

治山課

- 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査の実施

都市計画課

【公告】

- 公共測量の実施

監理課

【公安委員会】

- 指定講習機関の指定の一部改正

運転免許課

【内水面漁場管理委員会】

- 第二百五十回岡山県内水面漁場管理委員

内水面漁場管理委

◎岡山県告示第五百三十号

岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格審査要領(平成十九年岡山県告示第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

令和六年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

「第十条第三号中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 サッポロビール株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

氏名 代表取締役社長 野瀬 裕之

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 サッポロビール株式会社岡山ワイナリー

所在地 岡山県赤磐市東軽部 1556

令和6年12月6日 岡山県公報 第12658号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		
工場又は事業場における施設番号	32		33		34		35		
種 類	10-ロ 飲料製造業の用に供する 洗浄施設		10-イ 飲料製造業の用に供する 原料処理施設		10-ハ 飲料製造業の用に供する 搾汁施設		10-ロ 飲料製造業の用に供する 洗浄施設		
能 力	600本/h		12~18t/h		0.8~1.1t/h		500本/h		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後、2週間程度								
使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに								
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	5時間/日		5時間/日 8~10月		同左		5時間/日		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1.5	2	0.3	0.7	0.7	1.7	0.5	1.0
	p H	6.5~7.5	6.5~11.5	5~7	3.6~7	同左		6.5~7.5	6.5~11.5
	BOD (mg/L)	1,000	1,300	1,000	1,500	1,500	2,000	1,000	1,300
	COD (mg/L)	500	560	500	750	350	750	500	560
	S S (mg/L)	200	250	500	500	300	300	200	250
	油 分 (mg/L)	2	2	同左		同左		同左	
	T-N (mg/L)	50	50						
	T-P (mg/L)	10	10						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下						
大腸菌数 (CFU/mL)	800以下	800以下							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年12月6日 岡山県公報 第12658号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		
工場又は事業場における施設番号	36		37		38		39		
種 類	10-ロ 飲料製造業の用に供する 洗浄施設		10-ニ 飲料製造業の用に供する ろ過施設		同左		同左		
能 力	800本/h		3kL/h		同左		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左						
工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後、2週間程度								
使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成後直ちに								
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	5時間/日		同左		同左		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.5	1.0	同左		0.3	0.7	0.6	1.4
	p H	6.5~7.5	6.5~11.5	5~7	3.6~7	同左		同左	
	BOD (mg/L)	1,000	1,300	1,500	2,500	500	750	1,500	2,500
	COD (mg/L)	500	560	1,000	1,500	300	375	1,000	1,500
	S S (mg/L)	200	250	1,000	1,500	100	125	1,000	1,500
	油 分 (mg/L)	2	2	同左		同左		同左	
	T-N (mg/L)	50	50						
	T-P (mg/L)	10	10						
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下						
大腸菌数 (CFU/mL)	800以下	800以下							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年12月6日 岡山県公報 第12658号

区	分	廃止		
工場又は事業場における施設番号	18			
種	類	10-ニ 飲料製造業の用に供する ろ過施設		
能	力	20kL/h		
工事着手予定年月日	-			
工事完成予定年月日	-			
使用開始予定年月日	-			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	8時間/日			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	分	通常	最大
	水	量 (m ³ /日)	11	11
	p	H	5~7	5~7
	B	O D (mg/L)	1,500	2,500
	C	O D (mg/L)	1,000	1,500
	S	S (mg/L)	1,000	1,500
	油	分 (mg/L)	2	2
	T	- N (mg/L)	50	50
	T	- P (mg/L)	10	10
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000 以下		3,000 以下
	大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下		800 以下

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年12月6日 岡山県公報 第12658号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水終末処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	標準活性汚泥法								
構 造	鉄筋コンクリート造								
主 要 寸 法	長さ45m、幅17.25m、高さ7.3m								
能 力	526m ³ /日								
処 理 の 方 法	活性汚泥法、凝縮沈殿装置、砂・活性炭ろ過装置								
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—								許可後直ちに
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節の変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	427	526	427	526	421	525	421	525
	p H	5~10	5~11	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/L)	890	1,294	10	10	877	1,276	10	10
	C O D (mg/L)	541	701	10	10	530	686	10	10
	S S (mg/L)	386	477	10	10	370	476	10	10
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5	同左			
	T - N (mg/L)	34	34	5	5				
	T - P (mg/L)	10	10	3	3				
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下	3,000以下	3,000以下					
大腸菌数 (CFU/mL)	800以下	800以下	800以下	800以下					

(5) 排水口に関する事項

排水口番号 区分	NO.1		No.1	
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	427	526	421	525
p H	5.8~8.6		同左	
BOD (mg/L)	10	10		
COD (mg/L)	10	10		
SS (mg/L)	10	10		
油分 (mg/L)	5	5		
T-N (mg/L)	5	5		
T-P (mg/L)	3	3		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000 以下	3,000 以下		
大腸菌数 (CFU/mL)	800 以下	800 以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年12月6日から同月27日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第五百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年十二月六日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

更新年月日

いほり薬局

倉敷市藤戸町藤戸一三八四―三

令和六年十二月一日

◎岡山県告示第五百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年十二月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

キラきら薬局上成店

倉敷市玉島上成五三七―五

令和六年十月三十一日

クオール薬局高梁南町店

高梁市南町七九

令和六年十一月五日

おかやま薬局総社店

総社市岡谷一二一―一四

令和六年十一月三十日

◎岡山県告示第五百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 愛の実相談支援センター
 - 2 所在地 総社市黒尾六三二番地
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 一般社団法人愛の実
 - 2 主たる事務所の所在地 総社市黒尾六三二番地
- 三 廃止年月日 令和六年十一月三十日
- 四 事業所番号 三三三〇八〇〇〇六五
- 五 サービスの種類 地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年十二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百三十六号

令和七年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和六年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マネーフエストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号口に規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。（2）及び（3）において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8（1）から（3）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する

身分証明書

- (3) 県民局長が発行する県税の納税証明書
- (4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書
- (5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

- (7) 二八及び九の者に該当しない旨の誓約書
- (8) 二三及び四の許可を受けていることを証する書類
- (9) 電子マニフェストシステムに加入していることを証する書類
- (10) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状
- (11) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (12) 一の申請書に記載した下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (13) 一から(12)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

令和七年一月六日（月）から同月三十一日（金）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日）をいう。六一において同じ。）を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課
〒七〇〇―八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号
電話 〇八六一―二三三―九八三八

4 提出方法

2の期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参し、又は書留郵便若しくは信書便により2の期間中（必着）に3の場所へ送付すること。

四 入札参加資格の審査事項

- 1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績
- 2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 二3の許可に係る届出をした車両であること。
 - (2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八メートル以下、幅二・五メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。
 - (3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。
- (4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。

3 直前決算における自己資本金

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日ま

でとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三三の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百五十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三三の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三三の場所

〔六〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市牛窓町牛窓地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、路線測量及び現地測量）	測量の種類
令和六年十一月一日から令和七年二月十四日まで	測量期間

◎岡山県公安委員会告示第百六十八号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月六日

岡山県公安委員会

本則の表二の項中「備前市大内九四六番地」を「岡山市北区野殿東町三番二五号」に改める。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第三号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百五十回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和六年十二月六日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時 令和六年十二月十六日（月）

午後一時十五分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 会長及び会長職務代理者（副会長）の互選について

第二号議案 岡山県内水面漁業調整規則の一部改正について